区分・種別	県指定有形文化財（石造物）		
名　　称	石鳥居遺構（いしとりいいこう）　１基		
所　在　地	伊予市中山町中山		
所　有　者	永木三島神社	管 理　団 体	
指定年月日	昭和45年3月27日		
解　　説	鳥居は神域に出入する門として神社に建てられ、盤境を表象するものとして神聖視される建造物である。永木三島神社の鳥居は、既に倒壊破損し、円柱の下部が残っているため、「一本鳥居」といい伝えられてきた。 円柱は、柱回り117cm、地上高180cmで、上端には貫と固定するための「ほぞ」（10cm）が作りだされている。 円柱には、願主、大工、応永９（1402）年建立など銘文が刻まれており、金石文研究の面からも史料価値がある。 （銘文） 當國守護河野之通之御代也 謹奉立鳥居事 當所地頭合田通基大願主梅原沙弥道與 大工越智範近中山名主御百姓達各各敬白 旹應永玖年歳次　壬午八月念二日		